明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**五〇）　二
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇三）　一七
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・環境**三）　一九
○動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**七六）　三
〔告　示〕
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（**財務**一七〇）　二六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**同**一七一）
○有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件（**財務・農林水産**一八）　三三
○有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一九）
○有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二〇）
○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二一）
○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二二）
○有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（**同**二三）
○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（**同**二四）
○日本農林規格等に関する法律施行令第二条第一項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（**同**二五）
○日本農林規格等に関する法律施行令第二条第二項の畜産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（**同**二六）　三三
○日本農林規格等に関する法律施行令第十八条第三号の飲食料品に係る主務大臣が定める基準の一部を改正する件（**同**二七）
○有機農産物の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一二八〇）
○有機飼料の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二八一）
○有機畜産物の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二八二）
○有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二八三）
○有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二八四）　三三
○有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二八五）
○畳表の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二八六）
○畳表についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二八七）　四三
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（**同**一二八八）
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十二号の規定に基づき農林水産大臣が定めた期間を定める件の一部を改正する件（**同**一二八九）　三五
○特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**同**一二九〇）　三六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件（**経済産業**九七）　三七
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**同**九八）
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（**同**九九）　四七
○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**同**一〇〇）
○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**同**一〇一）　四八
○ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**同**一〇二）
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件の一部を改正する件（**経済産業・環境**七）　四九

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○小笠原諸島振興開発特別措置法の規定に基づき、小笠原諸島振興開発基本方針を定めたことに伴い公表する件（**国土交通**九八二）　四九
○不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件（**同**九八三）　五三
○環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（**環境**五二）　五三
○道路に関する件
（**東北地方整備局**五四）　五五
○道路に関する件
（**関東地方整備局**一九五）　五五

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　五六
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　五六
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　五六
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　六一
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六二
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　六二
北海道開発局公示（北海道開発局）　六三

国家試験

二千二十四年度経験者採用試験（係長級（事務））公告（人事院）　六三
二千二十四年度総務省経験者採用試験（係長級（事務））公告（同）　六四
二千二十四年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　六五
二千二十四年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告（同）　六六
二千二十四年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告（同）　六七
二千二十四年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　六八
二千二十四年度国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））公告（同）　六八
二千二十四年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　六九
二千二十四年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））公告（同）　七〇
二千二十四年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　七二
令和六年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　七二
令和六年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告（同）　七三
通関士試験公告（財務省）　七三
医師国家試験の施行（厚生労働省）　七四
歯科医師国家試験の施行（同）　七五

〔公　告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、公証人法第十三条に規定する公証人の採用関係　七五
裁判所
破産、免責、再生関係　七七
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　七八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七九
会社その他
会社決算公告　八一

省　令

○財務省令第五十号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項、国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第三条並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月一日

財務大臣　鈴木　俊一

国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（国税不服審判所組織規則の一部改正）

第一条　国税不服審判所組織規則（昭和四十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国税審判官等の定数） **第二条**　国税審判官及び国税副審判官の定数は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　国税副審判官　八十八人 （国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十六人以内を置く。 ２　［略］	（国税審判官等の定数） **第二条**　国税審判官及び国税副審判官の定数は、次のとおりとする。 一　［同上］ 二　国税副審判官　八十七人 （国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十七人以内を置く。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官） **第五条**　地方課に、業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。 ２　［略］ ３　業務調整室に、室長及び業務調整官十九人以内（うち十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［４・５　略］ ６　人事調整官は、命を受けて、財務局の職員の人事に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。 （政策調整室、安全保障政策室及びデータ分析調整室並びに総務調整官、総括調査統計官及び研究分析官） **第六条**　総合政策課に、政策調整室、安全保障政策室及びデータ分析調整室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官六人以内及び研究分析官一人を置く。 ２　政策調整室は、次に掲げる事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務（安全保障政策室及びデータ分析調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　内外財政経済に関する調査及び研究に関すること。 ［五～七　略］	（業務調整室及び地方連携推進官） **第五条**　地方課に、業務調整室及び地方連携推進官一人を置く。 ２　［同上］ ３　業務調整室に、室長及び業務調整官十八人以内（うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［４・５　同上］ ［項を加える。］ （政策調整室及び安全保障政策室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官） **第六条**　総合政策課に、政策調整室及び安全保障政策室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官六人以内及び研究分析官一人を置く。 ２　政策調整室は、次に掲げる事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務（安全保障政策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～三　同上］ 四　内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関すること。 ［五～七　同上］

３　［略］

４　安全保障政策室は、次に掲げる事務（データ分析調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

５　［略］

６　データ分析調整室は次に掲げる事務をつかさどる。

一　財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事務のうちデータ分析並びに消費者政策に関すること。

二　内外財政経済に関する調査及び研究に関する事務のうち地方財政経済に関すること。

三　内外財政経済に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること（外国で発行された刊行物に係るものを除く。）。

四　内外財政経済に関する資料及び情報の収集及び提供に関する調整に関すること。

五　内外財政経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関する事務のうち地方財政経済に関すること。

六　財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。

７　データ分析調整室に、室長を置く。

８～11　［略］

（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官十二人以内（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［２～６　略］

７　投資企画審査室に、室長及び投資分析専門官二人以内を置く。

［８～13　略］

14　為替実査官は、命を受けて、第九項に規定する指導及び助言並びに検査を実施する。

（資金管理室並びに資金管理専門官及び国際収支専門官）

第三十三条　為替市場課に、資金管理室並びに資金管理専門官及び国際収支専門官それぞれ一人を置く。

［２～４　略］

５　国際収支専門官は、命を受けて、為替市場課の所掌事務のうち国際収支及び国際貸借に関する事務のうち重要事項についての調整及び調査その他専門的事項を処理する。

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官二百二十人以内を置く。

［２・３　略］

（上席業務管理官及び業務管理官）

第二百十五条の二　関東財務局及び近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官それぞれ一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官六人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官一人を置く。

［２・３　略］

３　［同上］

４　安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

５　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

６～９　［同上］

（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官十一人以内（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［２～６　同上］

７　投資企画審査室に、室長及び投資分析専門官一人を置く。

［８～13　同上］

14　為替実査官は、命を受けて、第九項の検査を実施する。

（資金管理室及び資金管理専門官）

第三十三条　為替市場課に、資金管理室及び資金管理専門官一人を置く。

［２～４　同上］

［項を加える。］

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席業務管理官及び業務管理官）

第二百十五条の二　関東財務局及び近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官それぞれ一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官五人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官一人を置く。

［２・３　同上］

（理財部に置く課等）

第二百十六条　［略］

2　前項に掲げる課のほか、理財部に、特別主計実地監査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局に限る。）、統括証券監査官（関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に限る。）、検査指導官（北陸財務局及び四国財務局を除く。）、特別金融証券検査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く。）、統括金融証券検査官及び金融調整官（北海道財務局及び北陸財務局を除く。）を置く。

3　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	特別主計実地監査官	統括証券監査官	検査指導官	特別金融証券検査官	統括金融証券検査官	金融調整官
［略］						
四国財務局	一人	―	―	二人	一人	
［略］						
合　計	四人	七人	八人	十四人	三十七人	八人

（理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌事務）

第二百十八条　理財課は、次に掲げる事務（統括証券監査官及び統括金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～八　略］

九　財務局の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

十～二十四　［略］

2　［略］

（統括証券監査官の職務）

第二百二十四条　統括証券監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第二百十八条第一項第十七号及び第二十号に掲げる事務（公衆縦覧に関する事務を除く。以下第二百三十一条において同じ。）並びに同項第二十一号に掲げる事務に関すること。

二　第二百十八条第一項第十八号に規定する検査の実施に関すること。

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百四十九人以内を置く。

［2・3　略］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　［略］

2　上席為替実査官は、命を受けて、外国為替及び外国貿易法第五十五条の九の三の規定に基づく指導及び助言並びに同法第六十八条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査（犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査にあっては、同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項、同法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者に係る同条及び同法第十条の三に定める事項並びに同法第十条の四に規定する暗号資産交換業者に係る同条及び同法第十条の五に定める事項に係るものに限る。）を実施し、並びに為替実査官の行う事務を総括する。

3　為替実査官は、命を受けて、前項に規定する指導及び助言並びに検査を実施する。

（理財部に置く課等）

第二百十六条　［同上］

2　前項に掲げる課のほか、理財部に、特別主計実地監査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局に限る。）、統括証券監査官（関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に限る。）、検査指導官（北陸財務局及び四国財務局を除く。）、特別金融証券検査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く。）、統括金融証券検査官及び金融調整官（北海道財務局及び四国財務局を除く。）を置く。

3　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	特別主計実地監査官	統括証券監査官	検査指導官	特別金融証券検査官	統括金融証券検査官	金融調整官
［同上］						
四国財務局	一人	―	―	二人	―	
［同上］						
合　計	四人	七人	八人	十四人	三十七人	七人

（理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌事務）

第二百十八条　理財課は、次に掲げる事務（統括証券監査官及び統括金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～八　同上］

［号を加える。］

九～二十三　［同上］

2　［同上］

（統括証券監査官の職務）

第二百二十四条　統括証券監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第二百十八条第一項第十六号及び第十九号に掲げる事務（公衆縦覧に関する事務を除く。以下第二百三十一条において同じ。）並びに同項第二十号に掲げる事務に関すること。

二　第二百十八条第一項第十七号に規定する検査の実施に関すること。

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百五十二人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席為替実査官及び為替実査官）

第二百二十九条　［同上］

2　上席為替実査官は、命を受けて、外国為替及び外国貿易法第六十八条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査（犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査にあっては、同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項、同法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者に係る同条及び同法第十条の三に定める事項並びに同法第十条の四に規定する暗号資産交換業者に係る同条及び同法第十条の五に定める事項に係るものに限る。）を実施し、及び為替実査官の行う事務を総括する。

3　為替実査官は、命を受けて、前項に規定する検査を実施する。

（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十八人以内及び投資調査官十七人以内を置く。

２　主任投資調査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十二号に掲げる事務を処理し、及び投資調査官の行う事務を総括する。

３　投資調査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十二号に掲げる事務を処理する。

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　［略］

２　上席証券監査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十七号、第二十号及び第二十一号に掲げる事務を処理するほか、同項第十八号に規定する検査を実施し、及び証券監査官の行う事務を総括する。

３　証券監査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十七号、第二十号及び第二十一号に掲げる事務を処理するほか、同項第十八号に規定する検査を実施する。

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十九人以内及び金融証券検査官五百十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百二十八人以内を置く。

［２・３　略］

（国有財産総括専門官）

第二百四十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産総括専門官六十人以内を置く。

２　［略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十五人以内及び国有財産管理官三百五十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、東北財務局、近畿財務局及び中国財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百二十六人以内を置く。

［２・３　略］

（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十二人以内及び投資調査官十三人以内を置く。

２　主任投資調査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十一号に掲げる事務を処理し、及び投資調査官の行う事務を総括する。

３　投資調査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十一号に掲げる事務を処理する。

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　［同上］

２　上席証券監査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十六号、第十九号及び第二十号に掲げる事務を処理するほか、同項第十七号に規定する検査を実施し、及び証券監査官の行う事務を総括する。

３　証券監査官は、命を受けて、第二百十八条第一項第十六号、第十九号及び第二十号に掲げる事務を処理するほか、同項第十七号に規定する検査を実施する。

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十八人以内及び金融証券検査官五百七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百二十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（国有財産総括専門官）

第二百四十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産総括専門官五十九人以内を置く。

２　［同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、近畿財務局の管財部に、上席国有財産監査官三人以内を、東北財務局及び中国財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百二十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十四人以内を置く。

［２・３　略］

第二百六十一条　［１・２　略］

３　前項の規定にかかわらず、筑波出張所にあっては、同項各号に掲げる事務のうち第四号に掲げる事務を分掌する。

［４・５　略］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

人事課

会計課

企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

ＡＩ・ＤＸ推進センター室（東京税関に限る。）

システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　［略］

（ＡＩ・ＤＸ推進センター室の所掌事務）

第二百七十二条の二　ＡＩ・ＤＸ推進センター室は、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものをつかさどる。

一　税関の所掌事務に係る先端技術の導入及び活用に関すること。

二　税関の所掌事務に係る高度情報化の推進に関すること。

（システム企画調整室の所掌事務）

第二百七十三条　システム企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

二　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。

（総括システム企画調整官の職務）

第二百七十六条　総括システム企画調整官は、第二百七十三条各号に掲げる事務のうち税関長の指定するものをつかさどる。

［号を削る。］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十五人以内を置く。

［２・３　同上］

第二百六十一条　［１・２　同上］

３　前項の規定にかかわらず、筑波出張所にあっては、前項各号に掲げる事務のうち第四号に掲げる事務を分掌する。

［４・５　同上］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

人事課

会計課

企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

［号を加える。］

システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）

税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　［同上］

［条を加える。］

（システム企画調整室の所掌事務）

第二百七十三条　システム企画調整室は、第二百七十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

（総括システム企画調整官の職務）

第二百七十六条　総括システム企画調整官は、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものをつかさどる。

一　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

二　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官十人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官三人以内を、大阪税関の総務部に、システム企画調整官二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

２　システム企画調整官は、命を受けて、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官六十人以内及び調査官百八人以内を置く。

２　前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

３　第一項の調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十二条の二各号及び第二百七十三条各号に規定する事務を処理する。

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［１・２　略］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	特別監視官	保税地域監督官
［略］			
東京税関	十八人	三人	三人
［略］			
合　計	八十六人	二十二人	二十二人

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百三十九人以内及び監視官三百九十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官四十四人以内及び調査官三十九人以内を置く。

［２・３　略］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［１・２　略］

３　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括審査官	特別審査官	統括分析官	特別分析官	通関業監督官	首席通関業監督官	総括関税鑑査官	総括原産地調査官	総括認定事業者管理官	総括知的財産調査官	総括関税評価官
［略］											

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官八人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

２　システム企画調整官は、命を受けて、第二百七十三条及び第二百七十六条各号に規定する事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官四十六人以内及び調査官九十八人以内を置く。

２　前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十三条及び第二百七十六条各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

３　第一項の調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十三条及び第二百七十六条各号に規定する事務を処理する。

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［１・２　同上］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	特別監視官	保税地域監督官
［同上］			
東京税関	二十人	三人	三人
［同上］			
合　計	八十八人	二十二人	二十二人

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十七人以内及び監視官三百七十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官三十四人以内及び調査官三十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［１・２　同上］

３　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括審査官	特別審査官	統括分析官	特別分析官	通関業監督官	首席通関業監督官	総括関税鑑査官	総括原産地調査官	総括認定事業者管理官	総括知的財産調査官	総括関税評価官
［同上］											

（原産地調査官）

第三百十九条　東京税関の業務部に、原産地調査官六人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、原産地調査官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官それぞれ一人を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百七十一人以内及び審査官二百七十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十七人以内及び調査官百十九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官四人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、上席分析官それぞれ二人以内を、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官二十人以内を置く。

［２・３　略］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［１・２　略］

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
［略］					
神戸税関	十五人	七人	五人	五人	—
門司税関	六人	一人	六人	二人	—
［略］					
合　計	百二十一人	三十九人	五十三人	二十人	一人

東京税関	三十三人	一人	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
［略］										
門司税関	四人	一人	一人	—	一人	—	—	—	—	—
［略］										

（原産地調査官）

第三百十九条　東京税関の業務部に、原産地調査官五人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、原産地調査官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官それぞれ一人を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百五十一人以内及び審査官二百七十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十一人以内及び調査官百十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官三人以内を、横浜税関、大阪税関の業務部に、上席分析官それぞれ二人以内を、名古屋税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官二十人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　［１・２　同上］

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
［同上］					
神戸税関	十四人	七人	五人	五人	—
門司税関	五人	一人	六人	二人	—
［同上］					
合　計	百十九人	三十九人	五十三人	二十人	一人

東京税関	三十四人	一人	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
［同上］										
門司税関	三人	一人	一人	—	一人	—	—	—	—	—
［同上］										

（情報管理官）

第三百三十六条　東京税関の調査部に、情報管理官十八人以内を、大阪税関の調査部に、情報管理官五人以内を、横浜税関、名古屋税関、神戸税関及び門司税関の調査部に、情報管理官それぞれ四人以内を、函館税関及び長崎税関の調査部に、情報管理官それぞれ二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百七人以内及び調査官三百四十七人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十三人以内及び審理官百六十五人以内を置く。

［２・３　略］

第三百四十三条　［１～７　略］

８　東京税関成田税関支署、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ五人を、名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関東京外郵出張所、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署及び門司税関博多税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、名古屋税関中部外郵出張所、名古屋税関西部出張所、大阪税関堺税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［９・10　略］

（システム企画調整官）

第三百五十四条　［略］

２　システム企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

一　沖縄地区税関の所掌事務に係る先端技術の導入及び活用に関すること。

二　沖縄地区税関の所掌事務に係る高度情報化の推進に関すること。

三・四　［略］

（税関考査官）

第三百五十六条　［略］

２　税関考査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

［一・二　略］

（情報管理官）

第三百三十六条　東京税関の調査部に、情報管理官十七人以内を、大阪税関の調査部に、情報管理官五人以内を、横浜税関、名古屋税関、神戸税関及び門司税関の調査部に、情報管理官それぞれ四人以内を、函館税関及び長崎税関の調査部に、情報管理官それぞれ二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百九十六人以内及び調査官三百四十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十人以内及び審理官百六十二人以内を置く。

［２・３　同上］

第三百四十三条　［１～７　同上］

８　東京税関成田税関支署、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ五人を、東京税関成田航空貨物出張所、名古屋税関中部空港税関支署及び門司税関福岡空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関東京外郵出張所、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、名古屋税関西部出張所、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署及び門司税関博多税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、名古屋税関中部外郵出張所、大阪税関堺税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［９・10　同上］

（システム企画調整官）

第三百五十四条　［同上］

２　システム企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

［号を加える。］

［号を加える。］

一・二　［同上］

（税関考査官）

第三百五十六条　［同上］

２　税関考査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

［一・二　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官二人以内及び調査官四人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百五十四条第二項各号及び第三百五十六条第二項各号に規定する事務を処理し、並びに当該事務で次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第三百五十三条第二項各号、第三百五十四条第二項各号及び第三百五十六条第二項各号に規定する事務を処理する。

（監視部に置く課等）

第三百五十八条　［略］

2　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官七人及び保税地域監督官一人を置く。

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十六人以内及び監視官四十二人以内を置く。

［2・3　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百七十四条の二　沖縄地区税関の業務部に、上席審査官六人以内及び審査官四人以内を置く。

［2・3　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百八十条の三　沖縄地区税関の調査部に、上席審理官四人以内及び審理官七人以内を置く。

［2・3　略］

（相互協議室並びに国際企画官及び国際企画調整官）

第四百六条　国際業務課に、相互協議室並びに国際企画官五人及び国際企画調整官一人を置く。

［2～5　略］

（国際徴収調整官）

第四百九条の二　徴収課に、国際徴収調整官一人を置く。

2　国際徴収調整官は、命を受けて、徴収課の所掌事務のうち国際徴収についての調整その他重要な専門的事項を処理する。

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百六十六人以内を置く。

2　［略］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十一人以内、教育官七十五人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課
教務課
研究部
総合教育部
専門教育部

（地方研修所の所掌事務）

第四百三十九条　［略］

2　地方研修所に、主幹一人、幹事十二人以内、主任教育官九人以内、総務主事八人以内及び教育官百七十一人以内を置く。

（調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、調査官四人以内を置く。

［項を加える。］

2　前項の調査官は、命を受けて、第三百五十三条第二項各号、第三百五十四条第二項各号及び第三百五十六条第二項各号に規定する事務を処理する。

（監視部に置く課等）

第三百五十八条　［同上］

2　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官五人及び保税地域監督官一人を置く。

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官四十七人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百七十四条の二　沖縄地区税関の業務部に、上席審査官六人以内及び審査官六人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百八十条の三　沖縄地区税関の調査部に、上席審理官四人以内及び審理官八人以内を置く。

［2・3　同上］

（相互協議室並びに国際企画官及び国際企画調整官）

第四百六条　国際業務課に、相互協議室並びに国際企画官四人及び国際企画調整官一人を置く。

［2～5　同上］

［条を加える。］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百六十五人以内を置く。

2　［同上］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十一人以内、教育官七十四人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課
教務課
研究部
総合教育部
専門教育部

（地方研修所の所掌事務）

第四百三十九条　［同上］

2　地方研修所に、主幹一人、幹事十二人以内、主任教育官九人以内、総務主事八人以内及び教育官百七十二人以内を置く。

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［１・２　略］

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	三人	—
仙台国税局	四人	—
関東信越国税局	四人	—
東京国税局	十七人	二人
［略］		
名古屋国税局	八人	—
大阪国税局	九人	三人
［略］		
高松国税局	三人	—
福岡国税局	四人	—
熊本国税局	二人	—
合　計	五十九人	五人

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百六十二人以内を置く。

２　［略］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官五百五十人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万四千百八十三人以内を置く。

２　［略］

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一～三　略］

四　第一号及び第三号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千六百九十八人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十八人以内を置く。

２　［略］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［１・２　同上］

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	二人	—
仙台国税局	三人	—
関東信越国税局	三人	—
東京国税局	十四人	二人
［同上］		
名古屋国税局	六人	—
大阪国税局	七人	三人
［同上］		
高松国税局	二人	—
福岡国税局	三人	—
熊本国税局	一人	—
合　計	四十六人	五人

（税務相談官）

第四百六十六条　［同上］

２　［同上］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官四百三十人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万千六十八人以内を置く。

２　［同上］

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一～三　同上］

四　第一号及び第四号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十七人以内を置く。

２　［同上］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［略］		
東京国税局	［略］査察部	［略］査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察情報戦略課　査察国際課
［略］		

2　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	情報企画分析官	特別国税査察官	統括国税査察官
［略］						
東京国税局	調査第一部	三十五人	七人	一人	—	—
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］						
合計		五十九人	百十九人	二人	三十一人	八十八人

（査察管理課の所掌事務）

第五百七条　関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の査察管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　国税査察官の訓練に関すること（東京国税局にあっては、査察広域課、査察開発課、査察情報戦略課及び査察国際課、大阪国税局にあっては、査察広域課、査察開発課及び査察国際課の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

2　［略］

（査察総括第一課及び査察総括第二課の所掌事務）

第五百八条　査察総括第一課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、資料情報課、査察開発課、査察情報戦略課及び査察国際課、大阪国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、資料情報課、査察開発課及び査察国際課、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課及び資料情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　略］

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
［同上］		
東京国税局	［同上］査察部	［同上］査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察国際課
［同上］		

2　特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	特別国税調査官	統括国税調査官	情報企画分析官	特別国税査察官	統括国税査察官
［同上］						
東京国税局	調査第一部	三十六人	七人	一人	—	—
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］						
合計		六十人	百十九人	二人	三十一人	八十八人

（査察管理課の所掌事務）

第五百七条　関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の査察管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　国税査察官の訓練に関すること（東京国税局及び大阪国税局にあっては、査察広域課、査察開発課及び査察国際課の所掌に属するものを除く。）。

三　［同上］

2　［同上］

（査察総括第一課及び査察総括第二課の所掌事務）

第五百八条　査察総括第一課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、資料情報課、査察開発課及び査察国際課、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課及び資料情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　同上］

2　東京国税局及び大阪国税局の査察総括第二課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察情報戦略課及び査察国際課、大阪国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課及び査察国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　略］

3　［略］

（資料情報課の所掌事務）

第五百九条　資料情報課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、査察開発課、査察情報戦略課及び査察国際課、大阪国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、査察開発課及び査察国際課、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

（査察開発課の所掌事務）

第五百十一条　東京国税局の査察開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第五百十六条第一項第一号に掲げる事務のうち機械化会計に係るものの指導並びにこれに必要な犯則事件の調査及び処分に関すること。

二　第五百十六条第一項第一号に掲げる事務に関する機械化会計に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関すること。

三　［略］

2　大阪国税局の査察開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第五百十六条第一項各号に掲げる事務のうち機械化会計に係るものの指導並びにこれに必要な犯則事件の調査及び処分並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

二　第五百十六条第一項各号に掲げる事務に関する機械化会計に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関すること。

三　前項第三号に掲げる事務

（査察情報戦略課の所掌事務）

第五百十一条の二　査察情報戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第五百十六条第一項第二号に掲げる事務のうち機械化会計に係るものの指導並びにこれに必要な資料及び情報の収集及び整理に関すること。

二　第五百十六条第一項第二号に掲げる事務に関する機械化会計に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関すること。

三　国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第五百十六条第一項各号に掲げる事務

（統括国税査察官の職務）

第五百十六条　査察部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部の統括国税査察官は、命を受けて、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察情報戦略課、査察国際課及び特別国税査察官、大阪国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察国際課及び特別国税査察官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課及び特別国税査察官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、査察管理課及び特別国税査察官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　略］

2　［略］

2　東京国税局及び大阪国税局の査察総括第二課は、次に掲げる事務（査察管理課、査察総括第一課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課及び査察国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　同上］

3　［同上］

（資料情報課の所掌事務）

第五百九条　資料情報課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、査察管理課、査察広域課、査察開発課及び査察国際課、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　同上］

（査察開発課の所掌事務）

第五百十一条　査察開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第五百十六条第一項各号に掲げる事務のうち機械化会計に係るものの指導並びにこれに必要な犯則事件の調査及び処分並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

二　第五百十六条第一項各号に掲げる事務に関する機械化会計に係る調査技法の開発及び国税査察官の訓練に関すること。

三　［同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

（統括国税査察官の職務）

第五百十六条　査察部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部の統括国税査察官は、命を受けて、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察国際課及び特別国税査察官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課及び特別国税査察官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、査察管理課及び特別国税査察官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　同上］

2　［同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十八人以内を置く。

2　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十三人以内を置く。

2　［略］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十八人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長四百九十人以内を置く。

［2・3　略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［1～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百八人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千十七人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百四十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千二百七十二人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百八十七人以内を置く。

2　［略］

（税務署に置く課等）

第五百六十条　［1～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて五人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十二人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて八人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。

（国税徴収官）

第五百六十八条　各税務署を通じて国税徴収官六十四人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百五十人以内を置く。

2　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百四十二人以内を置く。

2　［同上］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十六人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長五百三人以内を置く。

［2・3　同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［1～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百八人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千九十七人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百八十三人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千五百八十一人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万六千三百三十三人以内を置く。

2　［同上］

（税務署に置く課等）

第五百六十条　［1～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて五人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて八人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。

（国税徴収官）

第五百六十八条　各税務署を通じて国税徴収官六十五人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十三人以内を置く。

2　［同上］

附　則

（財務局の管轄区域の特例）

7　第二百十八条第一項第十七号、第十八号及び第二十号に掲げる事務のうち関東財務局長に限って委任される事務については、令附則第五条の規定に基づき、当分の間、関東財務局の管轄区域を全国とする。

別表第四（第三百四十三条関係）

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置

所轄税関	出張所名	位置
［略］		
大阪	舞鶴税関支署宮津出張所	宮津市
	大阪税関国際博覧会出張所	大阪市
	大阪税関南港出張所	大阪市
［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条並びに第二条中第四百六条、第四百九条の二、第四百十条、第四百二十八条、第四百三十九条、第四百五十三条、第四百六十六条、第四百六十六条の三、第四百六十六条の四、第四百八十条、第四百八十五条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百七条、第五百八条、第五百九条、第五百十一条、第五百十一条の二、第五百十六条、第五百十七条、第五百十八条、第五百三十九条の四、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百六十条、第五百六十八条及び第五百六十九条並びに附則第二条の規定は、令和六年七月十日から、別表第四の規定は、令和六年十一月一日から施行する。

（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部改正）

第二条　調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　国税庁の調査査察部並びに国税局の調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部並びに沖縄国税事務所の調査課及び査察課の所掌事務の範囲は、内国税の賦課（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関することを除く。）及び徴収並びに外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち、次に掲げるものとし、第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものは、調査課（関東信越国税局の調査査察部にあつては、調査管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、特別国税調査官及び統括国税調査官とし、東京国税局の調査第一部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、東京国税局の調査第二部、調査第三部及び調査第四部にあつては、調査総括課及び統括国税調査官とし、名古屋国税局の調査部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、調査開発課、特別国税調査官及び統括国税調	1　国税庁の調査査察部並びに国税局の調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部並びに沖縄国税事務所の調査課及び査察課の所掌事務の範囲は、内国税の賦課（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関することを除く。）及び徴収並びに外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち、次に掲げるものとし、第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものは、調査課（関東信越国税局の調査査察部にあつては、調査管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、特別国税調査官及び統括国税調査官とし、東京国税局の調査第一部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、東京国税局の調査第二部、調査第三部及び調査第四部にあつては、調査総括課及び統括国税調査官とし、名古屋国税局の調査部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、調査開発課、特別国税調査官及び統括国税調

附　則

（財務局の管轄区域の特例）

7　第二百十八条第一項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務のうち関東財務局長に限って委任される事務については、令附則第五条の規定に基づき、当分の間、関東財務局の管轄区域を全国とする。

別表第四（第三百四十三条関係）

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置

所轄税関	出張所名	位置
［同上］		
大阪	舞鶴税関支署宮津出張所	宮津市
	大阪税関南港出張所	大阪市
［同上］		

査官とし、大阪国税局の調査第一部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、大阪国税局の調査第二部にあつては、調査総括課及び統括国税調査官とし、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、調査管理課、特別国税調査官及び統括国税調査官とする。）において、第五号及び第七号に掲げるものは、査察課（関東信越国税局の調査査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、東京国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察情報戦略課、査察国際課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、大阪国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部にあつては、査察管理課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、特別国税査察官及び統括国税査察官とする。）においてつかさどるものとする。 ［一～七　略］	査官とし、大阪国税局の調査第一部にあつては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、大阪国税局の調査第二部にあつては、調査総括課及び統括国税調査官とし、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、調査管理課、特別国税調査官及び統括国税調査官とする。）において、第五号及び第七号に掲げるものは、査察課（関東信越国税局の調査査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、東京国税局及び大阪国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察国際課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、名古屋国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部にあつては、査察管理課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、特別国税査察官及び統括国税査察官とする。）においてつかさどるものとする。 ［一～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省令第百三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第五号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月一日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置） **第十五条の七**　第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金は、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。 一　石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町（第四号において「対象市町村」という。）において事業所を設置し、又は整備する事業主であること。 二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百三号）の施行の日から令和七年六月三十日までの間に都道府県労働局長に対して、前号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。	**附　則** （新設）

三　対象事業所の設置又は整備に伴い、イに掲げる日からロに掲げる日（次項において「完了日」という。）までの間（第五号及び第六号において「基準期間」という。）において、求職者（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者（令和六年能登半島地震により一時的な離職を余儀なくされた者であつて、この号における雇入れの対象とすることが適当であるものとして職業安定局長が定める者（以下この号において「災害関係離職者」という。）を除く。）その他就職が容易であると認められる者を除く。）（災害関係離職者以外の者にあつては、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）に紹介されたものに限る。）を継続して雇用する労働者として二人以上雇い入れる事業主であること。

イ　令和六年一月一日から当該事業主が前号の計画を都道府県労働局長に提出した日までの間で当該事業主が指定する日

ロ　対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日（当該届をイに掲げる日から起算して一定の期間を経過する日までの間に提出しない場合にあつては、当該期間を経過する日）

四　前号の雇入れが対象市町村における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

五　基準期間において、第三号の雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

六　第三号の雇入れに係る対象事業所に雇用されていた者であつて、基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

七　第三号の雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

２　前項の規定にかかわらず、同項の事業主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、そのとき以後、地域雇用開発コース奨励金（同項の規定によるものに限る。以下この条において同じ。）は支給しない。

一　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第三号の雇入れに係る対象事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき。

二　完了日後において、対象事業所で前項第三号の雇入れに係る者を雇用しなくなつたとき（当該労働者を雇用しなくなつたとき（解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。次号において同じ。）によるものを除く。）以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者として求職者を雇い入れたときを除く。）。

三　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間中において、対象事業所の労働者を解雇したとき。

３　第一項の規定にかかわらず、地域雇用開発コース奨励金は、国等に対しては、支給しないものとする。

4　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、地域雇用開発コース奨励金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の七第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金（同項の規定によるものに限る。以下この条において同じ。）は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の七第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の七第一項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金（附則第十五条の七第一項の規定によるものに限る。次項において同じ。）」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金」と読み替えるものとする。

（新設）

第十五条の八　第百十二条第二項並びに同項第三号及び第五号ハの規定は、前条第一項第一号に該当する事業主について準用する。この場合において、第百十二条第二項第三号中「次号に掲げる事業主を除く」とあるのは「附則第十五条の七第一項第一号に該当する事業主に限る」と、同号イ⑴及び⑵中「同意雇用開発促進地域」とあるのは「石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町の区域」と、同号イ⑶中「所在する同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」とあるのは「所在する石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町の区域」と、「当該同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」とあるのは「石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町の区域」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）附則第十五条の七の規定は、同条第一項第三号イの事業主が指定する日が令和六年一月一日以降である事業主について適用し、新雇保則附則第十五条の八の規定は、同条において読み替えて準用する新雇保則第百十二条第二項第三号イ⑷の大規模雇用開発計画に定められた期間の初日が令和六年一月一日以降である事業主について適用する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に対象事業所（雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号及び第二号に規定する対象事業所をいう。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画に係る当該対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した事業主に対する、当該計画に係る同条第二項の規定による地域雇用開発コース奨励金の支給については、新雇保則附則第十五条の七の規定を適用しない。

○農林水産省・環境省令第三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条及び第二十五条第一項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月一日

農林水産大臣　坂本　哲志
環境大臣　伊藤**信**太郎

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第三十条　法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。	**第三十条**　法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　無尾目に属する種（別表第三の第一の四のイに掲げる種を除く。）の幼生	三　無尾目に属する種（別表第三の第一の四に掲げる種を除く。）の幼生

別表第一　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
四　両生綱	
イ　無尾目	
(1)　ひきがえる科	
1	*Bufo*属（ヒキガエル属）に属する種のうち*Bufo cognatus*（プレーンズヒキガエル）、*Bufo debilis*（テキサスミドリヒキガエル）、*Bufo gargarizans miyakonis*（ミヤコヒキガエル）、*Bufo guttatus*（キンイロヒキガエル）、*Bufo japonicus*（ニホンヒキガエル）、*Bufo marinus*（オオヒキガエル）、*Bufo melanostictus*（ヘリグロヒキガエル）、*Bufo paracnemis*（ロココヒキガエル）、*Bufo punctatus*（アカボシヒキガエル）、*Bufo quercicus*（オークヒキガエル）、*Bufo regularis*（アフリカヒキガエル）、*Bufo speciosus*（テキサスヒキガエル）、*Bufo terrestris*（ナンブヒキガエル）、*Bufo torrenticola*（ナガレヒキガエル）、*Bufo typhonius*（コノハヒキガエル）、*Bufo valliceps*（ガルフコーストヒキガエル）及び*Bufo viridis*（ヨーロッパミドリヒキガエル）以外のもの
（略）	

項	種名
第一　動物界	
（略）	
四　両生綱	
イ　無尾目	
(1)　ひきがえる科	
1	*Bufo*属（ヒキガエル属）に属する種のうち*Bufo cognatus*（プレーンズヒキガエル）、*Bufo debilis*（テキサスミドリヒキガエル）、*Bufo gargarizans miyakonis*（ミヤコヒキガエル）、*Bufo guttatus*（キンイロヒキガエル）、*Bufo japonicus*（ニホンヒキガエル）、*Bufo marinus*（オオヒキガエル）、*Bufo melanostictus*（ヘリグロヒキガエル）、*Bufo paracnemis*（ロココヒキガエル）、*Bufo punctatus*（アカボシヒキガエル）、*Bufo quercicus*（オークヒキガエル）、*Bufo speciosus*（テキサスヒキガエル）、*Bufo terrestris*（ナンブヒキガエル）、*Bufo torrenticola*（ナガレヒキガエル）、*Bufo typhonius*（コノハヒキガエル）、*Bufo valliceps*（ガルフコーストヒキガエル）及び*Bufo viridis*（ヨーロッパミドリヒキガエル）以外のもの
（略）	

別表第三　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
四　両生綱	
イ　無尾目	
（略）	

項	種名
第一　動物界	
（略）	
四　両生綱	
イ　無尾目	
（略）	

ロ　有尾目
(1)　おおさんしょううお科
1　*Andrias*属（オオサンショウウオ属）全種
五　条鰭亜綱
（略）

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
三　両生綱	
イ　有尾目	
(1)　おおさんしょううお科	
1　*Andrias*属（オオサンショウウオ属）に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物	
四　条鰭亜綱	
（略）	
五　昆虫綱	
（略）	

附　則

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百一号）の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十六号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二十一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（運転免許）	（運転免許）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。	４　前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）

（新設）

五　条鰭亜綱
（略）

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
（新設）	
三　条鰭亜綱	
（略）	
四　昆虫綱	
（略）	

三　氏名及び生年月日
四～六　（略）
5・6　（略）
（運転免許の申請）
第五条　運転免許を受けようとする者は、地方運輸局長に、次の事項を記載した運転免許申請書を提出しなければならない。
一　（略）
二　氏名及び生年月日
三～五　（略）
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真（以下「免許用写真」という。）二枚（第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚）を添付しなければならない。
一　戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名及び生年月日を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。）
二　（略）
3　（略）
（受験資格）
第七条　次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
一　十八歳未満の者
二　（略）
（運転免許証の再交付）
第十二条　運転免許を受けた者は、運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、地方運輸局長に第二号様式による運転免許証再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。
2　前項の申請書には、戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名及び生年月日を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。）及び免許用写真一枚を添付しなければならない。
（動力車操縦者運転免許原簿）
第十五条　地方運輸局長は、動力車操縦者運転免許原簿（以下「原簿」という。）を設け、運転免許証を交付したときは、次の各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。
一～三　（略）
四　氏名及び生年月日
五～七　（略）
2　（略）
（指定の申請）
第十七条　（略）
2　（略）
3　第一項の申請書には、養成所において使用する教科書を添付しなければならない。

三　氏名、生年月日及び性別
四～六　（略）
5・6　（略）
（運転免許の申請）
第五条　運転免許を受けようとする者は、地方運輸局長に、次の事項を記載した運転免許申請書を提出しなければならない。
一　（略）
二　氏名、生年月日及び性別
三～五　（略）
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真（以下「免許用写真」という。）二枚（第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚）を添付しなければならない。
一　戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。）
二　（略）
3　（略）
（受験資格）
第七条　次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
一　二十歳未満の者
二　（略）
（運転免許証の再交付）
第十二条　運転免許を受けた者は、運転免許証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に第二号様式による運転免許証再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。
2　前項の申請書には、戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。）及び免許用写真一枚を添付しなければならない。
（動力車操縦者運転免許原簿）
第十五条　地方運輸局長は、動力車操縦者運転免許原簿（以下「原簿」という。）を設け、運転免許証を交付したときは、次の各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。
一～三　（略）
四　氏名、生年月日及び性別
五～七　（略）
2　（略）
（指定の申請）
第十七条　（略）
2　（略）
3　第一項の申請書には、養成所において使用する教科書を添附しなければならない。

別表二（第六条、第八条の二関係）

項目	基準
視機能	一　（略） 二　動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる両眼視機能の異常がないこと。 三　動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる視野の異常がないこと。 四　動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる色覚の異常がないこと。
（略）	（略）

第一号様式（第三条関係）

（表紙）
（略）
（表紙内側）

注　意　事　項

1　運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、再交付を受けること。
2　氏名又は所属事業者名に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。
3　次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。
ア　運転免許が取り消されたとき。
イ　運転免許証の再交付を受けたとき。
4　運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。

別表二（第六条、第八条の二関係）

項目	基準
視機能	一　（略） 二　正常な両眼視機能を有すること。 三　正常な視野を有すること。 四　色覚が正常であること。
（略）	（略）

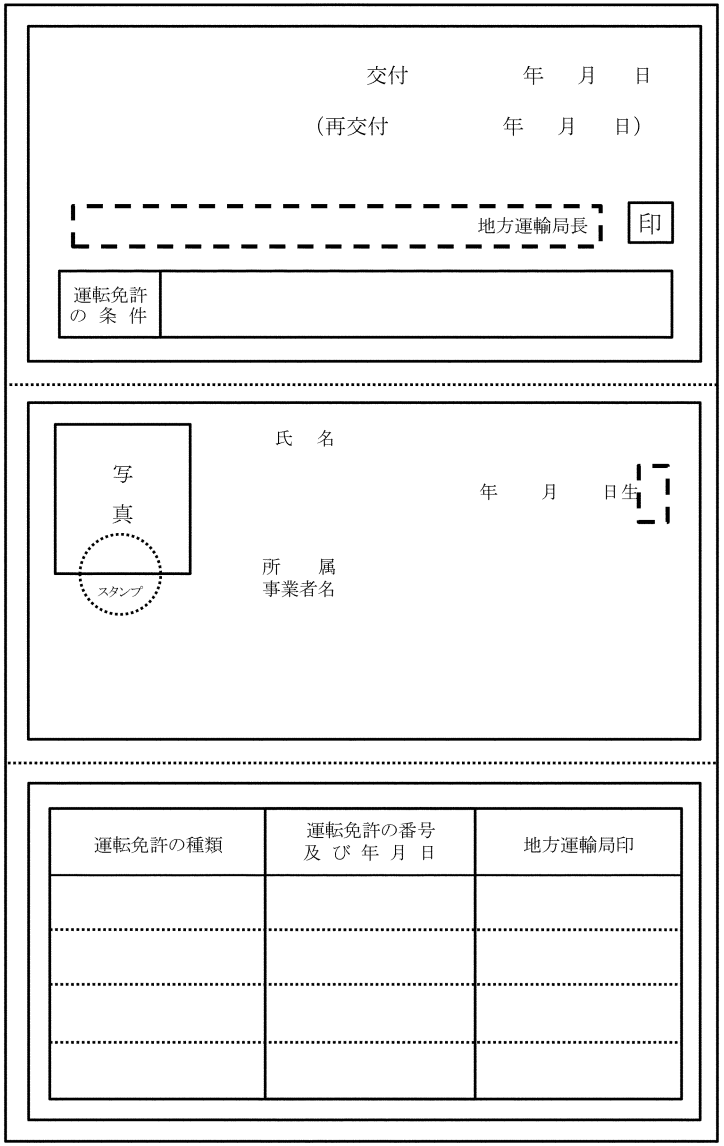
第一号様式（第三条関係）

（表紙）
（略）
（表紙内側）

注　意　事　項

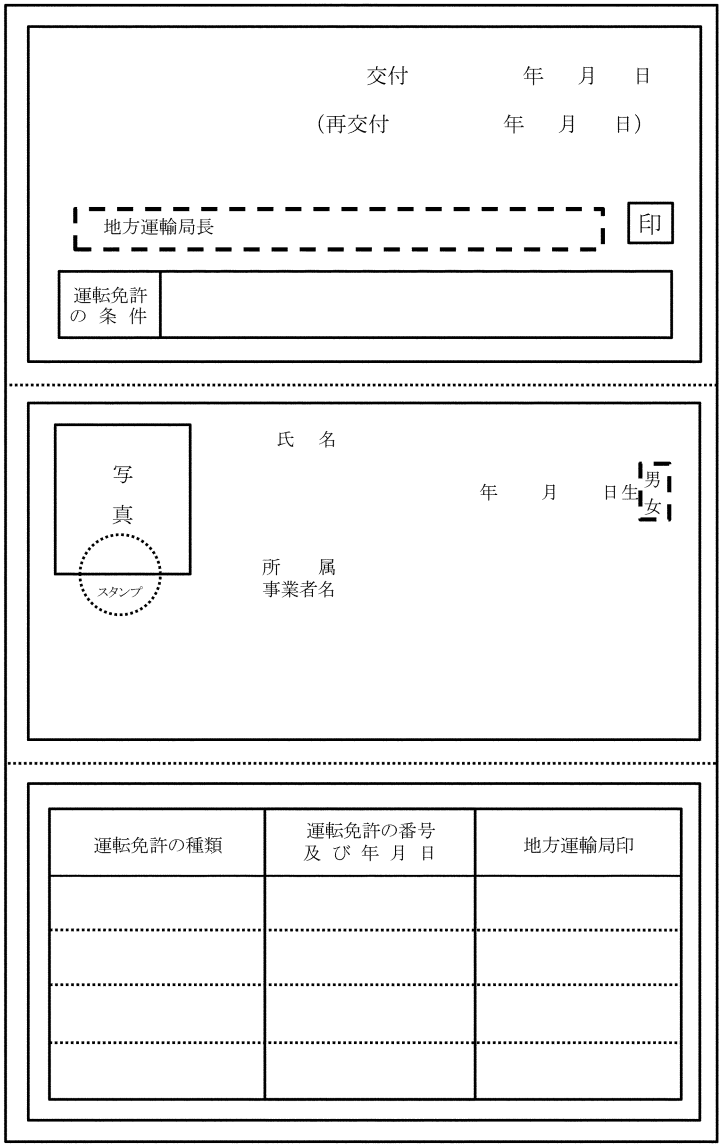
1　運転免許証を滅失し、又はき損したときは、再交付を受けること。
2　氏名又は所属事業者名に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。
3　次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。
ア　運転免許が取り消されたとき。
イ　運転免許証の再交付を受けたとき。
4　運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。

（表）


交付　年　月　日
（再交付　年　月　日）
地方運輸局長
印
運転免許の条件
写真
スタンプ
氏名
年　月　日生
所属
事業者名
運転免許の種類
運転免許の番号及び年月日
地方運輸局印

（裏）
（略）

（表）


交付　年　月　日
（再交付　年　月　日）
地方運輸局長
印
運転免許の条件
写真
スタンプ
氏名
年　月　日生
男
女
所属
事業者名
運転免許の種類
運転免許の番号及び年月日
地方運輸局印

（裏）
（略）

第一号の二様式（第五条関係）

動力車操縦者運転免許申請書

＿＿＿＿＿＿運転免許を下記により申請します。

年　月　日

申請者氏名

現　住　所

地方運輸局長　殿

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日

本　　籍	
所属事業者名	
試験免除該当事項	
現に受けている運転免許の種類及び番号	

収入印紙

（略）

第一号の二様式（第五条関係）

動力車操縦者運転免許申請書

＿＿＿＿＿＿運転免許を下記により申請します。

年　月　日

申請者氏名

現　住　所

地方運輸局長　　殿

（ふりがな） 氏　　名	性別	生　年　月　日

本　　籍	
所属事業者名	
試験免除該当事項	
現に受けている運転免許の種類及び番号	

収入印紙

（略）

第二号様式（第十二条関係）

動力車操縦者運転免許証再交付申請書

動力車操縦者運転免許証を滅失
毀損したので再交付を申請します。

年　月　日

申請者氏名

現　住　所

地方運輸局長　殿

運転免許の種類及び番号	免許	第　　号

収入印紙

（日本産業規格A列４番型）

（備考）　滅失、毀損は不要の文字を抹消すること。

第二号様式（第十二条関係）

動力車操縦者運転免許証再交付申請書

動力車操縦者運転免許証を滅失
き損したので再交付を申請します。

年　月　日

申請者氏名

現　住　所

地方運輸局長　　殿

運転免許の種類及び番号	免許	第　　号

収入印紙

（日本産業規格A列４番型）

（備考）　滅失、き損は不要の文字を抹消すること。

第三号様式（第十三条関係）

○　○

動力車操縦者運転免許証記載事項変更記入申請書

下記の通り変更がありましたので関係書類を添えて申請します。

年　月　日

申請者氏名

現　住　所

地方運輸局長　殿

運転免許の種類及び番号		免許	第　号
変更事項	（ふりがな） 氏名	旧	新
	所属事業者名	旧	新

（略）

第三号様式（第十三条関係）

○　○

動力車操縦者運転免許証記載事項変更記入申請書

下記の通り変更がありましたので関係書類を添えて申請します。

年　月　日

申請者氏名

現　住　所

地方運輸局長　殿

運転免許の種類及び番号		免許	第　号
変更事項	（ふりがな） 氏名	旧	新
	所属事業者名	旧	新

（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に運転免許を受けている者の有する運転免許証は、この省令による改正後の動力車操縦者運転免許に関する省令第三条第四項の規定及び第一号様式にかかわらず、この省令の施行後も、なお有効とする。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。